

工事成績を活用した入札の試行について  
(令和 8 年度試行実施分)

市が発注する建設工事の品質向上等を目的に、下記のとおり工事成績を活用した入札を試行します。

1 試行対象

次の(1)及び(2)の要件を満たす建設工事の入札

- (1) 土木工事（適用外工事を除く。以下同じ。）の制限付一般競争入札で、予定価格が 3,000 万円以上 の案件

＜適用外工事＞

- ・ 単価で契約する工事
  - ・ 発掘調査工事
  - ・ PC 橋梁工事、フェンス工事、交通安全工事、海洋土木工事、管更生工事その他特殊な工法により施工する工事
  - ・ その他特に適用を除外する必要があると認める工事
- (2) 市内業者（単体）のみを入札参加対象者とする案件

2 試行内容

試行対象の案件については、次のア又はイのいずれかにより発注する。

ア 工事成績を評価項目とした総合評価落札方式による入札

イ 工事成績条件付入札

3 工事成績条件付入札について

- (1) 概要

従来の入札参加資格を満たした者に加え、工事成績条件を満たしたものに対して入札参加資格を認める。（⇒ 具体の措置内容は、個別の入札公告において規定）

- (2) 「工事成績条件を満たしたもの」

次の①又は②のいずれかに該当する者をいう。（⇒ 該当業者の一覧は、契約課ホームページに掲載）

- ① 当該年度を含め前 3 年度（令和 6 年度～令和 8 年度）において、姫路市優秀工事表彰制度により表彰（評価対象工事に係るものに限る。）を受けた者
- ② 基準工事成績が 78 点以上 の者

※ ただし、①又は②のいずれの場合も、欠格要件に該当する者は除く。

(3) 「姫路市優秀工事表彰制度」

姫路市優秀工事表彰要綱（平成 29 年 12 月 27 日制定）に基づき実施する優秀工事表彰制度をいう。（詳細は、工事技術検査室のホームページ参照）

(4) 「基準工事成績」

令和 6 年度又は令和 7 年度に完成した評価対象工事（基準評価対象工事）に係る工事成績の中で最も高い点数と次に高い点数の 2 件を平均した点数（評価対象工事が 1 件の場合は、その工事成績の点数）をいう。

(5) 「評価対象工事」

本市が発注した土木工事（随意契約や特殊工法によるものなど、一部適用外工事を除く。）のうち、工事完成時の契約金額が 1,000 万円以上で、工事成績評定結果の通知を受けたもの（ただし、共同企業体として施工した工事の場合は、出資比率が 20%以上の構成員として施工したものに限る。）

(6) 「欠格要件に該当する者」

ア 基準評価対象工事に 63 点以下の工事成績がある者

イ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和 62 年 6 月 25 日制定）の規定による指名停止を受けた者で、指名停止の期間の満了後、当該期間と同じくする期間を経過していないもの 等

4 適用期間

令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで

（同期間に入札公告する工事成績を活用した入札において適用）

5 その他

(1) 上記のほか、工事成績条件付入札については、姫路市工事成績条件付一般競争入札試行要綱（平成 30 年 6 月 27 日制定）に定めるところによる。

(2) 姫路市優秀工事表彰制度による表彰者は当該年度を含め前 3 年度とする。

(3) 基準工事成績の対象年度は前 2 年度とする。

(4) 対象者数は 15～30 者とし、15 者未満 30 者超となる場合は、基準工事成績の点数を適用期間毎に見直すこととする。